

美保飛行場周辺まちづくり計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美保飛行場周辺まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）の策定に当たり、広く市民の意見を反映させるため設置する、美保飛行場周辺まちづくり計画検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、まちづくり計画の策定について、市長の求めに応じて、意見を述べるとともに必要な助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 別表に掲げる団体の代表者又は当該団体の代表者が推薦する者

(2) まちづくり計画の策定に関し、学識経験を有する者

(3) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

3 前項の規定により委嘱された委員に欠員が生じた場合は、市長は速やかにその後任の委員を委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内において市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の中から市長の指名により、副委員長は、委員の中から委員長の指名によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。この場合において、会議の開会までに委任状の提出があった委員は、出席したものとみなす。

3 会議の議長は、委員長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、自治防災課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月25日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

一般財団法人境港市文化振興財団
境港市図書館協議会
境港市みんなでまちづくり推進会議
境港市体育協会
境港市文化協会
境港市自治連合会
境港商工会議所
一般社団法人境港青年会議所
社会福祉法人境港市社会福祉協議会
鳥取県西部広域行政管理組合消防局境港消防署